

「第3回 ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」議事要旨

平成29年3月17日(金) 13:00 ~13:45

於: 投資信託協会

議事内容

1. 各サブWGの検討状況及び今後の方向性について
2. サブWGの再構成について

配布資料

- 資料 1-1 ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会各サブワーキンググループの今後の検討の方向性について
- 資料 1-2 ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会論点整理
- 資料 2 ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会サブワーキンググループの再構成について

## 議事要旨

### 1. 各サブ WG の検討状況及び今後の方向性について（資料 1-1、1-2）

事務局より、これまでの各サブ WG での検討状況及び今後の方向性について資料に沿って説明が行われた。

その後、委員長より、

- ・中長期的な課題については法令や税制等の改正を視野に入れたものであるが、短期的な課題については十分話し合うことによって解決策が出るものであると認識しているので、結論を出していきたい。
- ・「資料 1-2」の No.11 における時価等の提供に係る論点については、一度、検討小委員会の場に情報ベンダーの方々をお招きした上で、どのような料金体系で、どのようなサービスを提供しているのか等をヒアリングしたいと考えている。

旨の説明があった。

### 2. サブ WG の再構成について（資料 2）

委員長より、サブ WG の再構成及び今後のサブ WG の運営について、

- ・「ARFP 制度の促進に関するサブワーキンググループ」、「証券投資法人制度活用のための環境整備に関するサブワーキンググループ」、「投資信託財産の併合・償還手続き等に関する実務上の検討サブワーキンググループ」については、事務局が主体となって議論を行っていききたいと考えている。
- ・「ARFP 制度の促進に関するサブワーキンググループ」、「証券投資法人制度活用のための環境整備に関するサブワーキンググループ」についてはメンバーの変更は行わないが、各サブ WG の趣旨を踏まえた、適切な方のご参加をお願いしたい。
- ・一方で、「投資信託の運営実務の合理化等に関するサブワーキンググループ」については、具体的な改善案をお持ちの社に改善案を提示して頂いた上で、順次、個別具体的に議論を行っていききたいと考えている。

旨の説明があった後、以下のとおり質疑応答が行われた。

A 委員：

サブ WG の再構成については、本日、この場で異論がなければ、すぐに再編に取り掛かれるという認識でよいか。

委員長：

ご認識のとおりである。

A 委員：

「投資信託財産の併合・償還手続き等に関する実務上の検討サブワーキンググループ」について、「資料 2」では「事務局がメンバーの選定を行った上で」とあるが、どのようなスケジュールで選定を行う予定か。3 月中を目途に考えれば良いか。

委員長：

当該サブ WG については、現時点、3 月末に議論を行いたいと考えているので、それまでにはメンバーの選定を行う予定である。

A 委員：

提案になるが、基準価額の二重計算について、今後のサブ WG において投資信託協会と信託協会の連名で「照合作業については義務ではない」旨を周知することを検討してはどうか。

現状、サブ WG では照合作業を前提として議論が行われているものと認識しているが、当該照合作業については業界慣行として行われているにすぎず、法律等で義務付けられているものではないと認識している。また、当該照合作業についてはグローバル標準ではなく、日本だけの特別な慣行である。

照合作業は、基準価額を正しく算出するという最終的な目的のための手段の一つにすぎず、それ自体が目的ではないが、長年業界慣行として行われてきたために、照合作業を止めるという判断を個社で行うのは難しいと思う。業界として「照合作業は義務ではない」旨を示すことができれば、新規参入の社にとっても選択肢の幅が広がると考えられる。

委員長：

照合作業を行わない場合の基準価額の合理性をどのように説明するかという点についても議論が必要になると思う。そういった点についても検討を行いたいので、改善案のご提示をお願いしたい。

B 委員：

「資料 1-2」の「No.5 投資信託の基準価額計算に係る過誤発生時の対応等について」はどのサブ WG で議論を行う予定か。

委員長：

「投資信託の運営実務の合理化等に関するサブワーキンググループ」での検討を予定している。

C 委員：

同様の質問になるが、「資料 1-2」の「No.5～12」については「投資信託の運営実務の合理化等に関するサブワーキンググループ」で検討を行うとの理解でよいか。

委員長：

ご理解のとおりである。改善案が寄せられた段階で、随時、検討していきたい。

D 委員：

当初、サブ WG を設置する際に、効率的に議論を行うとの趣旨からメンバーを少人数に絞っていたものと記憶しているが、今後サブ WG を再編するにあたって、その点はどのように整理しているのか。参加を希望する社は全て参加できるということか。

委員長：

参加希望の社を全て認めるという趣旨ではなく、意見又は改善案のある社については参加を認めるということである。意見又は改善案のある社で多数になったとしても、より良い案が出るのであればそれでも構わないと思う。

E 委員：

各サブ WG について、いつまで検討が続く予定か。

委員長：

先ず、中間報告を行って、その次に最終報告を行うという流れである。通常であれば最終報告まで 1 年程かかるものと考えているが、その段階でも解決できていない問題はいくつか残っていると思う。

短期的な課題については解決をして結論を出していきたいが、結論が出なかった課題については、「結論は出なかったが、こういう状態で、こういった議論をして、こういう形を考えている。こういう提言をしたい。」という書き方しかできないと思っている。

また、「資産運用業強化委員会」との関係もあるので、中長期的な課題についてどこまで検討を行うかについては当該強化委員会と連携しながら考えていく必要がある。

E 委員：

「資料 1-2」の「No.8」は具体的にどういうことか。また、「No.10」については、個社で考えるべき問題であって、WG 等で検討する意義が良くわからないが、その

点についてはどうお考えか。

委員長：

「No.8」については、計理処理に関する統一的なプラットフォームがあれば、海外の運用会社等において新規参入がしやすいのではないかという趣旨である。

「No.10」の外部委託についてはモニタリングの問題と密接に関わっている。モニタリングを実効性のある形にするためには、システム化についての議論が必要になるが、システム化の問題はベンダーや監督官庁も交えて議論を行う必要があるので、決して個社マターではないと認識している。また、個社マターであったとしても、公の場で共通の基準等を決めることにより、システム側としてもどの程度利用されるかが推測しやすいと思う。

F 委員：

中間報告については本年 6 月頃と認識しているが、最終報告についてはいつ頃を予定しているのか。

事務局：

検討を終えたものから順次報告したいと考えているが、最終報告をいつ行うかについて現時点でお答えするのは難しい。

以上の質疑応答の後、現行の 6 つのサブ WG を「資料 2」に記載の 4 つのサブ WG に再編成の上、それぞれのサブ WG で引き続き検討を行っていくことについて了承が得られ、閉会した。

以上